

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 28 年 3 月 22 日 農林水産技術会議決定)

第 1 趣旨

農林水産技術会議では、平成 27 年 3 月に「農林水産研究基本計画」を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標及びそれを実現するための推進施策を示した。今後、本計画に沿って、行政のニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する取組を強化するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化に向けて、研究成果を着実に現場で普及・実用化するため、各種の研究開発評価を着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

また、平成 24 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」が策定されるとともに、平成 27 年 3 月には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき新たな「農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）」が定められた。

これらを踏まえた上で、農林水産省における研究開発評価の一層の充実と効率化を図るため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）を改定する。

第 2 評価等の種類と評価実施体制

1 評価等の種類

農林水産省における研究開発に関して、以下の評価等を実施するものとする。

ア 農林水産研究基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）の検証・評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）委託プロジェクト研究課題評価

（イ）競争的研究資金制度等の研究課題評価

エ 追跡調査・検証

2 評価等の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とし、研究基本計画の検証及び追跡調査・検証の実施主体は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）とする。

3 評価実施体制

① 研究開発評価を効果的に行うため、技術会議の専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

② 評価専門委員会を構成する専門委員は、評価対象となる研究基本計画、研究制度又は委託プロジェクト研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）から選任するものとする。この場合、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の有識者を積極的に選任するものとする。

③ 専門委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- ④ 評価専門委員会は、研究開発評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究基本計画の評価、研究制度評価及び委託プロジェクト研究課題評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- ⑤ 競争的研究資金制度等の研究課題評価の円滑な実施を図るため、外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。この場合、研究課題評価分科会を構成する外部専門家等は、評価する研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない者から選任するものとする。
- ⑥ 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課、研究課題評価分科会の庶務は、該当する研究制度の担当課において行う。

第3 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証・評価の趣旨

農林水産省の研究開発の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、研究基本計画の検証・評価を実施する。

2 検証・評価の対象

検証・評価の対象は、研究基本計画の「第1 農林水産研究の推進に関する施策の基本的な方針」に位置づけられた研究施策及び「第2 農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発とする。

3 検証・評価の時期

毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施する。

4 検証・評価の方法

(1) 研究基本計画の進捗状況の把握

- ① 事務局は、毎年度、当該年度に実施した研究施策の取組実績・成果について、研究基本計画の内容に沿って取りまとめる。
- ② 事務局は、毎年度、農林水産研究開発の実施状況を研究基本計画の重点目標に沿って整理し、重点目標の達成に向けた研究開発の進捗状況を取りまとめる。

(2) 研究基本計画の検証・評価

- ① 事務局は、各年度に行った(1)の取りまとめの内容を踏まえ、概ね5年目に今後の研究開発の改善方向及び研究施策の推進方向を取りまとめ、これを検証結果とする。
- ② ①の検証結果を踏まえ、事務局は必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて定めた評価項目及び評価基準に従い評価を実施する。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で、評価専門委員会の評価として技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は③の報告を踏まえて評価を実施するとともに、研究基本計画の見直し、予算の配分等所要の措置を行う。

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進し、その成果の普及・実用化を促進するため、研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。ただし、当省所管の国立研究開発法人が運営費交付金により自ら実施し又は運営管理する研究制度については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいて評価が実施されるものであり、本指針による評価の対象としない。

3 評価の時期

① 評価結果が研究制度の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該研究制度の終了後、後継の研究制度を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 研究制度の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 研究制度の開始前（事前評価）

ウ 研究制度が終了する年度の前年度（終了時評価）

② また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごとに中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

② 事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる研究制度ごとに、それぞれ当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、研究制度の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するものとする。

③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価を実施し、技術会議に報告する。この際、研究制度の目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究制度の見直し又は中止、運用の改善、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究制度の終了時評価の内容が、当該研究制度の後継の研究制度が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、民間団体等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取

を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第6 競争的研究資金制度等の研究課題評価

1 評価の趣旨

競争的研究資金制度等の研究課題の効率的かつ効果的な採択及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、競争的研究資金制度等により実施する研究課題とする。

3 評価の時期

原則として、研究課題の採択のために行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有する研究課題については、原則として2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれる研究課題については、切れ目なく研究が継続できるように、評価の時期に配慮するものとする。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価に当たっては研究制度ごとに研究課題評価分科会を開催する。
- ③ 研究課題評価分科会は、①の評価項目及び評価基準に基づき評価し、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、研究課題評価分科会は、当該研究課題の実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、研究課題評価分科会の評価を技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究課題・研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究終了時に行う事後評価の内容が、当該研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第7 追跡調査・検証

1 調査・検証の趣旨

農林水産研究が社会・経済に及ぼす効果を把握し、研究開発評価の高度化、研究開発の効果的・効率的な企画及び実施並びに農林水産研究に対する国民の理解の向上等に資するため、研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握及び分

析を行う追跡調査・検証を実施する。

2 調査・検証の対象

調査・検証の対象は、農林水産省の研究資金（技術会議所管の国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究及び競争的資金等）を活用して行われた研究開発の主要な成果であって、行政部局や民間と連携し、普及・実用化を進めているものとする。

3 調査・検証の時期

調査・検証は、原則として、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過時に実施する。

4 調査・検証方法

① 事務局は2の研究開発を実施した研究機関を対象として、当該研究成果の普及・活用状況に関する調査を実施する。その際、当該成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得ること等により、できるだけ普及・活用状況の数量的把握に努める。

② 事務局は①の調査結果の集約及び分析を行い検証結果とし、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、社会・経済等に及ぼした効果について掘り下げた調査・分析を行うよう努める。また、検証の結果は、今後の研究制度や研究課題の企画・立案、管理及び国民に対する農林水産研究の効果の説明等に活用するものとする。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

2 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合、意見交換を行う機会をつくるとともに、評価項目、評価基準等を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、評価者となる外部専門家等の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないよう、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

3 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、公平・公正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、成果を問うだけでなく挑戦を励ます面も重視する。また、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

4 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、研究開発の段階（基礎、応用、開発）をはじめ、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。この際、成果に係る評価に当たっては、評価者は、原則として研究目標の達成度合いを判定の基準として評価を行うものとするが、併せて実施したプロセスの妥当性や副次的な成果など次につながる成果を幅広い視野から捉えるよう努める。また、評価専門委員会等においては、第7の追跡調査・検証の成果も踏まえ、必要に応じ過去の評価の妥当性や評価手法の改善に関し審議を行うとともに、事務局は、その成果を評価項目及び評価基準等に適切に反映させるものとする。

5 科学技術コミュニケーション活動等への配慮

事務局は、研究開発の内容や成果を国民に対して分かりやすく説明する活動や科学技術を担う人材の育成等の重要性を踏まえ、これらに配慮して研究課題の評価項目及び評価基準の設定を行うものとする。

6 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化に対応するため、技術会議は評価に当たって、有効と判断される場合には、国際的な水準に照らして評価を行うための指標（ベンチマーク）を検討し評価項目に取り入れる、又は海外で活躍する外部の研究者若しくは海外での活動経験を有する外部専門家等を評価者に登用する取組を進めるものとする。

7 評価結果の活用

評価結果を次の段階の研究開発に切れ目なくつなげるなどの観点から、事務局は、研究開発に係る評価結果を研究機関、研究制度を越えて相互活用するよう取組むものとする。

8 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究動向解析システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効率的に行うよう努めるものとする。

第9 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第10 その他

農林水産省における研究開発評価に関しては、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。